

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年11月27日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 小川 峻 矢
同 越智 亮 太
同 中山 悠 真

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
東海東京ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - Nuveen Churchill Private
Capital Tokai Tokyo Access Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 10億米ドル(約1,448億1,000万円)を上限とします。
(注)米ドルの円貨換算は、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場
の仲値(1米ドル=144.81円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表
示は全てこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年6月30日付で提出した有価証券届出書(2025年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)の記載事項の一部について、投資運用会社サポート会社を追加しますので、これらに係る記載を訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部 証券情報

<訂正前>

(前略)

(8) 申込取扱場所

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(以下「東海東京証券」または「日本における販売会社」といいます。)

ホームページ・アドレス：<https://www.tokai-tokyo.co.jp/>

(注)日本における販売会社または販売取扱会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

(中略)

(10) 払込取扱場所

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(中略)

(12) その他

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

東海東京証券は、管理会社との間で、2024年3月29日付で締結の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

(注)「販売取扱会社」とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。以下同じです。

管理会社は、東海東京証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(8) 申込取扱場所

申込取扱場所である日本における販売会社(以下「日本における販売会社」といいます。)については、ファンドの代行協会員である東海東京証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)までご照会ください。

ホームページ・アドレス：<https://www.tokai-tokyo.co.jp/>

(注)日本における販売会社または販売取扱会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

(中略)

(10) 払込取扱場所

上記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(中略)

(12) その他

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

(注)「販売取扱会社」とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。以下同じです。

管理会社は、東海東京証券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

<訂正前>

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
東海東京証券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	2024年3月13日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。 2024年3月29日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年4月26日付で受託会社との間で効力が生じた報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
東海東京アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2024年4月26日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社または販売取扱会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの取次業務を提供することを約する契約です。

(注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

(注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
東海東京証券株式会社	代行協会員	2024年3月13日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
本書「第一部 (8) 申込取扱場所」をご参照ください。	日本における 販売会社	管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年4月26日付で受託会社との間で効力が生じた報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。

東海東京アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2024年4月26日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定していません。
ヌビーン・ジャパン株式会社	投資運用会社 サポート会社	2025年11月11日付で管理会社および投資運用会社との間で締結の(随時修正される場合がある)投資運用会社サポート契約(注7)において、ファンドの投資運用会社が行う業務のサポート業務について規定していません。

(注1) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社または販売取扱会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの取次業務を提供することを約する契約です。

(注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

(注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

(注7) 投資運用会社サポート契約とは、管理会社、投資運用会社および投資運用会社サポート会社との間で、ファンドの投資運用会社が行う業務のサポート業務を提供することを約する契約です。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

ファンドの管理報酬等

<訂正前>

(前略)

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.20%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社および受託会社が負担する通常のコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が単独で判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。) から、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。) までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬およびその他の報酬の支払業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、() 最終買戻予定日(同日を含みます。) までは、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.55%以内の報酬を受け取る権利を有し、() その後は、受領しないものとします。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.20%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。) を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、投資運用会社サポート報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社および受託会社が負担する通常のコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。) を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が単独で判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。) から、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。) までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬およびその他の報酬の支払業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、（ ）最終買戻予定日（同日を含みます。）までは、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.55%以内の報酬を受け取る権利を有し、（ ）その後は、受領しないものとします。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

投資運用会社サポート報酬

投資運用会社サポート会社は、報酬代行会社報酬から毎年後払いされる5,000米ドルの年間報酬を受け取る権利を有します。

投資運用会社サポート報酬は、ファンドの投資運用会社が行う業務のサポート業務の対価として投資運用会社サポートに支払われます。

（後略）

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

（5）その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

（前略）

投資運用契約

投資運用契約は管理会社または投資運用会社が相手方当事者に対し90暦日前の書面による通知をすることにより、または同契約に定める他の事由により終了することができます。

<訂正後>

（前略）

投資運用契約

投資運用契約は管理会社または投資運用会社が相手方当事者に対し90暦日前の書面による通知をすることにより、または同契約に定める他の事由により終了することができます。

投資運用会社サポート契約

投資運用会社サポート契約は、管理会社、投資運用会社または投資運用会社サポート会社が相手方当事者に対し90暦日前の書面による通知をすることにより、または同契約に定める他の事由により終了することができます。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

（6）東海東京アセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2025年4月末日現在の額は、5,000万円です。

（ロ）事業の内容

東海東京アセットマネジメントは、東海東京フィナンシャル・グループの投資顧問会社として設立され、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています(2023年12月より、東海東京フィナンシャル・グループの持分法適用関連会社であるお金のデザインの100%子会社となっています。)。

2025年4月末日時点において、東海東京アセットマネジメントの運用資産の総額は、約2,590億円です。

<訂正後>

(前略)

(6) 東海東京アセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2025年4月末日現在の額は、5,000万円です。

(ロ) 事業の内容

東海東京アセットマネジメントは、東海東京フィナンシャル・グループの投資顧問会社として設立され、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています(2023年12月より、東海東京フィナンシャル・グループの持分法適用関連会社であるお金のデザインの100%子会社となっています。)。

2025年4月末日時点において、東海東京アセットマネジメントの運用資産の総額は、約2,590億円です。

(7) ヌビーン・ジャパン株式会社 (「投資運用会社サポート会社」)

(イ) 資本金の額

2025年10月末日現在の額は、5,000万円です。

(ロ) 事業の内容

ヌビーン・ジャパン株式会社は、2018年9月14日に日本の法律に基づき設立され、金融商品取引業者として登録されています (登録番号 関東財務局長 (金商) 第3132号)。ヌビーン・ジャパン株式会社は投資対象ファンド投資顧問会社の関連会社であり、ヌビーンの子会社です。

なお、ヌビーン・ジャパン株式会社は、管理会社から投資運用会社サポート会社として任命されています。

(ハ) 投資運用会社サポート会社追加の年月日

2025年11月11日

(ニ) 投資運用会社サポート会社追加の理由

ファンドの投資運用会社である東海東京アセットマネジメント株式会社が、ヌビーン・ジャパン株式会社から以下の業務等の提供を受けるため、ファンドは、ヌビーン・ジャパン株式会社を投資運用会社サポート会社として追加しました。

投資対象ファンドの投資状況および運用状況、ならびに基準価額 (NAV) に関する情報の提供

月次報告の提供

合理的な範囲で要請される翻訳業務の提供

臨時の情報照会への対応

また、投資運用会社サポート会社は、ファンドの適正な運用を支援するため、投資運用会社から、以下の情報を受領します。

ファンドによる投資対象ファンドに関する申込状況および償還状況に関する情報

投資対象ファンドおよびその他の資産 (現金等) の投資状況を含む、ファンドの投資状況

2 関係業務の概要

< 訂正前 >

(前略)

(6) 東海東京アセットマネジメント株式会社

投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。

< 訂正後 >

(前略)

(6) 東海東京アセットマネジメント株式会社

投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。

(7) ヌビーン・ジャパン株式会社

投資運用会社サポート契約に基づき、ファンドの投資運用会社が行う業務のサポート業務を行います。